

2021年5月28日

内閣総理大臣 菅 義偉様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様

日本 YWCA 会長 藤谷佐斗子
総幹事 尾崎裕美子

重要土地等調査規制法案に反対し、廃案を求めます

今国会で、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律案」(以下、「重要土地等調査規制法案」)の審議が行われていますが、本法案は、基本的な人権を侵害する恐れがあるにも関わらず十分な議論がなされないまま採決されることに大変な危惧をしています。

重要土地等調査規制法案は、原子力発電所や米軍基地など安全保障上の「重要施設」周辺概ね 1km の「国境離島等」を「注視区域」「特別注視区域」に指定して土地・建物の利用状況を調査し、重要施設や国境離島等の「機能を阻害する行為」に対し行為の中止や「その他必要な措置」を勧告・命令することを定めたものです。命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑を課すことができます。「特別注視区域」に指定されると、土地売買等の取引の際は事前に取引の目的等の報告が求められ、虚偽の報告をしたり、報告を怠った者は同じく処罰されます。

本法案は、外国人・外国政府の基地周辺や国境離島での土地取得に対する懸念から要望されました。しかし実際には外国人の土地取得によって基地機能が阻害される事実(立法事実)が存在しないと指摘されています。十分な法的予見性がなく、立法事実が曖昧なまま議論をされずに、市民の私権が制限される法案が成立しようとする現在の状況に強い懸念を覚えます。特に、米軍基地周辺に住むしかなかった沖縄の人々を監視対象にすることに憤りを覚えます。

また、重要土地等調査規制法案は、対象となる重要施設を自衛隊や米軍、海上保安庁のすべての施設のほかに政令で定める生活関連施設とし、加えて国境離島等も島そのものを対象としています。これは、調査規制の対象となる「注視区域」を無限定に拡大しようということを意味します。

さらに、調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、勧告・命令の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについては、政令で定めるという規定すらなく、内閣総理大臣の判断に委ねられています。つまり、制限の範囲や対象を際限なく広げることができます。このように一人の判断にゆだねられた状況では、対象となった土地等の利用者やその関係者のプライバシー権や思想・良心の自由が侵害されるという危惧をめぐえません。

一方で、その防止が立法目的とされた「機能を阻害する」行為の中身が、法案成立後に政府が策定する基本方針に委ねられるのであれば、「恣意的な運用につながる」ことを懸念します。内閣総理大臣が曖昧な要件の下で罰則付き命令を広く行うことが可能となり、その結果、プライバシー権や思想・良心の自由、財産権等のほか、居住移転の自由や表現の自由、取材の自由等、多くの基本的人権が侵害される可能性があります。

日本 YWCA は平和を求め、人権と環境を守ることを目的に活動している国際 NGO です。女性の健康・生活、そして「いのち」を守るために尽力しています。本法案は、日本国憲法で定める平和主義、また基本的人権の尊重に反し、多くの女性の私権が制限され、生活が著しく侵害される恐れがあるため、重要土地等調査規制法案に反対し、今国会にて廃案とすることを求めます。

日本 YWCA

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 302 号室
TEL:03-3292-6121 FAX:03-3292-6122、e-mail:office-japan@ywca.or.jp